

ICカード特約

1. 特約の適用範囲

- (1) この特約は、当金庫が発行するキャッシュカードのうち、ICチップが付加されたキャッシュカード(以下「ICカード」といいます。)を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は当金庫キャッシュカード規定の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫キャッシュカード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫キャッシュカード規定により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫キャッシュカード規定の定義によるものとします。

2. ICカードの利用

ICカードは、次の場合に利用することができます。

- ① 当金庫所定のICカードが利用できる預金機を使用して預金に預入れをする場合
- ② 当金庫所定のICカードが利用できる支払機を使用して預金の払戻しをする場合
- ③ 当金庫所定のICカードが利用できる振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- ④ その他当金庫所定の取引をする場合

3. 1日あたりの払戻限度額・回数

- (1) 当金庫は当金庫および支払提携先のICカード対応支払機を利用した1回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しはICチップ提供機能を利用した払戻しとICチップ提供機能を利用しない払戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとします。
- (2) 前記(1)にかかわらず、当金庫および支払提携先のICカード対応支払機による1日あたりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (3) 当金庫および支払提携先のICカード支払機による1日あたりの払戻回数は、ICチップ提供機能を利用した払戻回数とICチップを利用しない払戻回数のそれぞれについて、当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。

4. 手数料の取扱い

- (1) 再発行で、ICカードを発行する際には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

5. この規定の変更

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、民法第548条の4に基づき、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

令和5年1月10日

紀北信用金庫